

安中市民商品券取扱店募集要領

1 発行の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民への生活支援及び市内の経済の活性化を図るため、令和8年6月1日（月）時点において安中市の住民基本台帳に登録されている者に安中市内の店舗、事業所等で利用できる商品券を配布します。

2 商品券の発行について

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 安中市民商品券（以下、「商品券」という。） |
| (2) 発行者 | 安中市 |
| (3) 交付対象者 | 令和8年6月1日（月）時点において市内に住所を有している者 |
| (4) 商品券交付額 | 1人あたり4,000円（500円券×8枚） |
| (5) 発行額 | 212,000千円（予定）
（約53,000人×500円券×8枚） |
| (6) 交付方法 | 世帯員分を世帯主へ郵送（ゆうパック） |
| (7) 利用期限 | 令和9年1月31日（日）まで |

3 取扱店における厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引のみにおいて利用可能としてください。
- (2) 商品券と現金の交換はできません。
- (3) 商品券額面に購入金額が満たない場合でも、つり銭は出ません。また、不足分は利用者から受け取ってください。
- (4) 利用期限を過ぎた後は、商品券は利用できません。
- (5) 商品券の紛失及び窃盗等に関し、市はその責を負いません。
- (6) 商品券の複製利用、再利用はできません。この場合、換金の対象となりません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借に関わる支払
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（電子タバコを含む）の購入
- (3) 医療、福祉サービス及び物品の賃貸等への支払
- (4) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (5) 各種支払カード、インターネットアプリケーション等への入金に関わる支払
- (6) 国税、地方税、使用料等の租税公課、各種公共料金（電気、ガス、インターネット回線使用料等）の支払
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払
- (9) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものへの支払
- (10) 換金及び金融機関への預け入れ
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払

(12) 前各号に掲げるもののほか、商品券により弁済することを不相当と認める取引

5 取扱店の参加資格

安中市内に店舗等を持ち、次の(1)から(6)に該当する事業者に限り商品券を取り扱えるものとします。

- (1) 営業許認可等が必要な事業者については、各法令に基づく適正な許認可を受けていること
- (2) 商品券の取扱いが可能な事業者であること
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者でないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと
- (5) 上記[4 商品券の利用対象にならないもの]に掲げる物品、役務の提供のみを営む事業者でないこと
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者でないこと

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、取扱店表示（ポスター等配布）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違う、偽造された商品券と判別できるなどの場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市役所商工課まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店で再利用を防止するため商品券裏面の「取扱店使用欄」に取扱店名を記載（ゴム印可）することとし、既に取扱店名の記載がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の第三者との交換及び売買は行わないでください。利用期間中における取扱店の商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とし、市はその責を負いません。
- (6) 群馬県暴力団排除条例及び安中市暴力団排除条例を遵守してください。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「安中市民商品券取扱店登録申請書」（以下、「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、次の(2)に記載した提出先へ郵送、FAX、電子メール等で申請してください（直接持参する場合は要事前連絡）。郵送にかかる送料は申請者負担となります。また、市役所商工課でもお預かりします。

(2) 申請書の提出先

安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）
〒370-0844 高崎市和田多中町11-37
TEL：027-323-9837
FAX：027-327-6994
Mail：s_star@xp.wind.jp

(3) 申請期間

利用期限（令和9年1月31日（日））まで随時受付を行います。

※令和8年6月19日（金）[一次締め切り]までに申請された場合は、商品券発送時に同封する取扱店舗一覧に掲載します。その後、申し込まれた場合は、随時、市ホームページでお知らせします。市民への商品券発送は7月下旬から順次開始予定であり、9月中の配達完了を見込んでいます。

(4) 申請後の審査・承認

申請された事業者は、市の審査を経て、取扱店として登録します。登録した場合には、後日、「安中市民商品券取扱店登録通知書」と「店舗掲載用ポスター」、「安中市民商品券換金依頼書」、「換金受付スケジュール」を送付します。初回は7月上旬頃を予定しています。

(5) その他

- ① 市内に複数の店舗がある場合には、個別の店舗ごとに申し込んでください。（店舗ごとに申請書を作成）
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。（個別の店舗ごとに申請）

8 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、令和9年1月31日（日）までに利用された商品券について、必要書類を添えて「安中市民商品券事務局」に持参、又は郵送により手続きを行ってください。

(2) 換金場所：安中市民商品券事務局

所在地：〒379-0116

安中市安中一丁目23-13（旧安中市役所内）

TEL：027-382-1111 内線1984・1985

(3) 換金に必要なもの

① 店舗等で利用された商品券

※商品券裏面の「取扱店使用欄」に登録通知書に記載されている店名を記載してください。登録通知書の記載事項と異なる場合には換金できませんので予めご了承ください。

② 安中市民商品券換金依頼書

③ 安中市民商品券取扱店登録通知書（写しでも可）

(4) 換金申請期限

令和9年3月1日（月）まで

※郵送の場合は、換金受付スケジュールによらず、随時受け付けます。

※換金期限を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9 取扱店の取消等について

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、安中市民商品券事務局、または、市役所商工課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地）は、市ホームページ等で広報します。

【問合せ先】

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

- (1) 取扱店の募集、登録に関すること

〒370-0844

高崎市和田多中町11-37

TEL：027-323-9837

FAX：027-327-6994

Mail：s_star@xp.wind.jp

- (2) 商品券の換金に関すること

〒379-0116

安中市安中一丁目23-13（旧安中市役所内）

TEL：027-382-1111 内線1984・1985

○商品券事業全般に関すること

安中市役所商工課商工労働係

〒379-0192 安中市安中二丁目13-7

TEL：027-382-1111 FAX：027-381-7020